令和元年度

第3回委員会における園章の選定方法について

第2回委員会で決定した草津市立認定こども園園章選定要領に基づき、各候補作品の中から、以下の手順により選定を行います。

- 最終的な1~3位を各委員で決定いただき、投票を行います。配点は、1位:3点、 2位:2点、3位:1点とします。
- 2. 投票の集計結果により、合計得点が高い作品から順位付けを行います。なお、3位までに、同点の作品がある場合には、多数決による順位付けを行います。
- 3. 手順2によって決まった順位の上位から、最優秀賞(1作品)、優秀賞(2作品) を答申案として選定することについて、議決を行います。

【留意事項】

- 投票は出席委員のみで行います。(欠席委員は含みません。)
- 手順2の順位付けにおいては、多数決の結果が同数の場合は委員長の決するところによります。
- 手順3の議決にあたっては、委員の過半数の同意が必要です。可否同数の場合は、委員長の決するところによります。
- 著作権等の問題が判明した場合、次順位の作品を繰り上げるものとします。
- ・公表については、最優秀賞および優秀賞のみとなります。

草津市附属機関運営規則 (抜粋)

第6条

2 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。